

第3章 道路災害対策計画

第1節 計画の目的

自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図る。

第2節 予防計画

第1 道路施設の安全管理

道路管理者は、事故等を防止するため、道路施設の整備を行うとともに、必要に応じて安全パトロールを実施し、危険箇所の把握、改善に努める。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第3節道路・鉄道の安全性の向上」に準じて行う。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報収集・連絡体制の強化

道路管理者は、道路構造物への被害、大規模な事故等の道路災害に対し、迅速かつ的確に対応できるよう、情報収集、連絡体制の強化を図る。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第10節情報収集・連絡体制の強化」に準じて行う。

2 活動体制の強化

道路管理者は、救助・救急活動について、平常時から消防機関及び医療機関との連携を強化しておく。

また、関係機関と連携して、二次災害の防止、広報活動等の応急対策が迅速かつ円滑にできるよう、活動体制の強化を図る。

なお、具体的な整備等については、「第2編一般災害対策計画 第1章災害予防計画 第8節活動体制の強化」に準じて行う。

3 防災訓練の実施

町は、大規模災害を想定し、町、県、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

第3 要配慮者対策

町及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配

慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

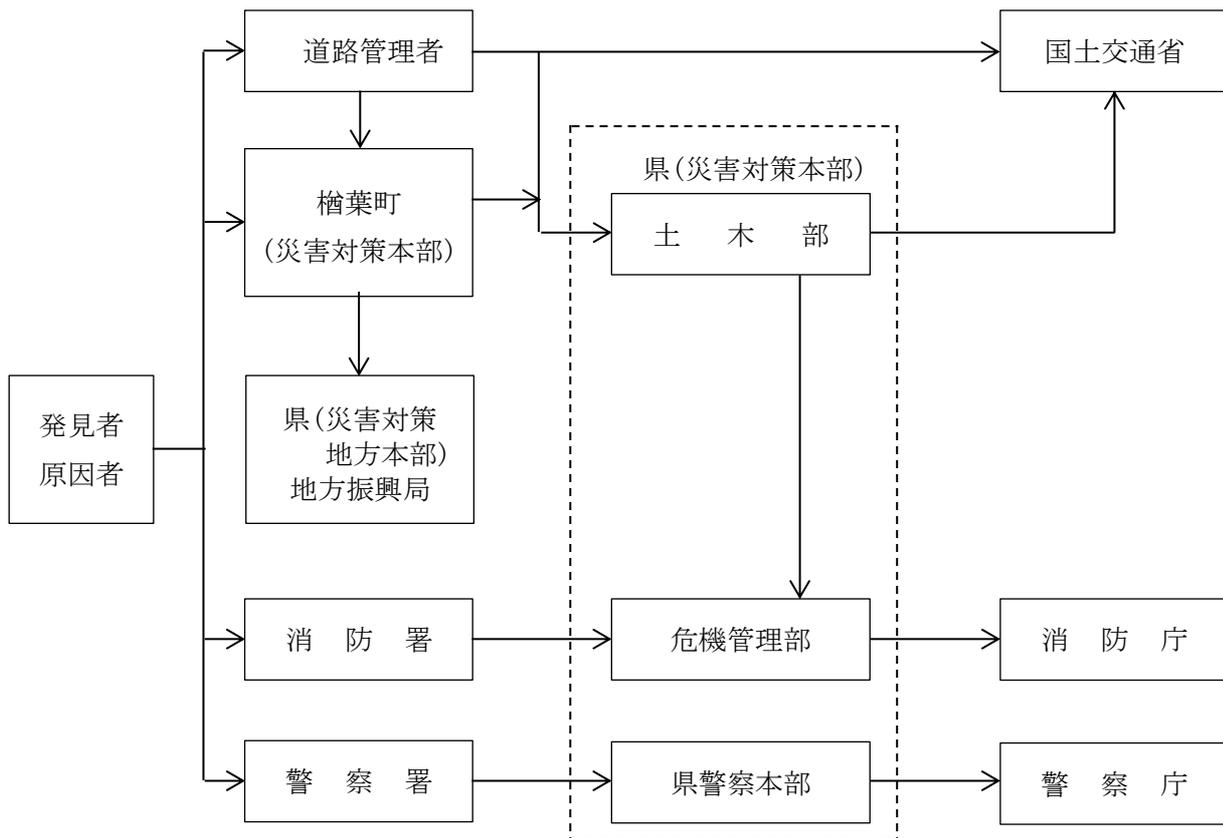
第3節 応急対策計画

第1 情報の収集

くらし安全対策課は、関係機関と連携し、事故の状況、被害の状況、負傷者の状況等、必要な情報を収集する。

なお、町から県（危機管理総室）への道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集報告システム－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡する。

道路災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

道路施設の被害、大規模な交通事故が発生した場合、町は、必要に応じて災害対策本部を設置し、負傷者の救助、道路の復旧活動、広報活動等の応急対策活動が実施できる体制を確立する。

なお、活動体制の確立については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第1節職員の動員・配備、第2節災害対策本部の設置」に準じて行う。

第3 救助活動の実施

町、消防団、警察署、医療機関、消防本部は、負傷者の救出、医療活動を実施する。

なお、捜索・救助活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第8節救出・救助活動及び災害の拡大防止と二次災害の防止活動、第9節医療・救護活動、第19節行方不明者の捜索、遺体対策等」に準じて行う。

第4 事故現場の立ち入り制限

二次災害発生の防止、事故原因の調査、究明を行うため、町は、警察、関係機関と連携し、事故現場への一般人の立ち入り制限を実施する。

なお、通行規制については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第11節道路の確保」に準じて行う。

第5 消火活動の実施

消防本部、消防団は、関係機関と連携し、消火活動にあたる。

なお、消火活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第7節消防活動」に準じて行う。

第6 広報活動の実施

くらし安全対策課、政策企画課は、必要に応じて道路管理者及び関係機関と連携し、広報活動を実施する。

なお、広報活動については、「第2編一般災害対策計画 第2章災害応急対策計画 第6節災害広報活動」に準じて行う。